

佐賀県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和4年1月7日から令和4年2月7日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月7日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 梅野有田線	武雄市山内町大字大野字黒尾林 6294 番 12 地先から 武雄市山内町大字大野字黒尾林 6312 番 3 地先まで	令和4. 1. 7